

どうしよう？
と思ったら

市民相談案内

市民のしおり44～50ページに相談窓口の詳しい案内を記載しています

相談内容	問い合わせ
日常生活の悩み事▶多重債務▶行政・法律▶税金・社会保険労務▶不動産・登記▶建築・住宅修繕▶マンション管理	広聴課 ☎224-5022
消費生活	消費生活センター ☎224-6162
児童虐待	児童虐待防止 SOS センター ☎0120-283-505
子育て・児童虐待 ひとり親家庭・離婚	こども家庭課 ☎224-5821
育児の悩み	子育て支援センター ☎247-6613
子育て施設サービス等利用支援	子育て支援センター ☎247-5010
教育全般	リバーラ ☎234-8333
いじめ	教育センター ☎236-1818
青少年の悩み事	少年指導センター ☎224-5724
性感染症・エイズ▶うつ・アルコール・ひきこもり	保健予防課 ☎227-5102
健康	健康づくり支援課 ☎229-4125
不妊・不育症	健康管理課 ☎229-4124
医療安全に関する相談	保健総務課 ☎227-5101
人権	さいたま地方方法務局川越支局 ☎243-3824
高齢の方(虐待・介護予防・認知症)	地域包括ケア推進課 ☎224-6087
障害のある方	障害者福祉課 ☎224-5785 ☎225-3033
障害のある方への虐待	障害者虐待防止センター ☎227-4330 ☎226-7666
女性の悩み・DV	男女共同参画課 ☎224-5723
結婚・内職・交通事故	市民相談室(ウェスタ川越3階) ☎249-7855
労働トラブル(仕事上の悩み)	雇用支援課 ☎238-6702
就職活動・雇用・若年未就労者	しごと支援センター ☎238-6700
外国人籍市民	国際文化交流課 ☎224-5506

実施日・相談内容などはお尋ねください▶予約が必要な相談があります▶電話番号などのかけ間違いにご注意ください

PICK-UP

青少年悩みごと相談

少年指導センター
☎224-5724

自分の心や体、友人や家族との対人関係、学校や職場、子どもの非行や不登校などで悩んでいる方は、気軽にご相談ください。対象は、市内在住・在勤・在学のおおむね30歳未満とその家族です。相談は無料です。

電話・面接相談(面接相談は要事前予約)

日時…火・水・木曜日(祝・休日、年末年始を除く)、午前10時～午後5時(受け付けは午後4時30分まで)

メール相談

随時受け付けています。返信には数日かかります。市ホームページまたは右の2次元バーコードから送信してください。



消費生活の豆知識 その108 「心当たりがない」「不審」なメールには返信しない

事例

スマートフォンに「ご注文を承りました」という件名のメールが届いた。開くと「美顔器の注文を受けた」という内容で「1個1万5000円、決済方法は商品代引き」「商品出荷後の返金・商品の交換・取り消しは受け付けませんが、変更がある場合は必ず出荷予定日の前日までに知らせるように」とある。また、「受け取り拒否をすると往復送料・代引手数料・梱包資材費・事務手数料を請求

する」とあった。さらに、「このメールに心当たりのない場合や、不明な点がある場合は本メール宛に返信するように」と書かれている。返信した方がよいのだろうか。

「商品の注文を受けた」と、心当たりのないメールが送られてきたという相談が寄せられています。商品受注を装ったメールを不特定多数の人に送り、メールに返信してきた人の個人情報聞き出し、何らかの架空・不当な請求をする、また

は実際に商品を送り付け、代引きとして金銭を請求するという手口である恐れがあります。
消費者へのアドバイス
●メールの返信をしないようにしましょう。また、メール文中に連絡先の記載がある場合も絶対にアクセスしないようにしましょう。気になる場合は、メール文中に書かれている電話番号やホームページアドレス等からではなく、自らパソコン等で検索し、企業や連絡先の真偽を確認し

ましょう。
●心当たりのない荷物が届いた場合は、受け取りを拒否しましょう。普段から同居家族等と「何日に商品が届く」と情報を共有しておきましょう。同居家族が「家の誰かが頼んだのだろう」と思い、代金を支払ったり、受け取り印を押ししてしまうと、受け取り拒否ができなくなるケースがあります。
●困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

消費生活センター ☎224-6162
☎222-5454